

聖籠町教育委員会告示第1号

聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年6月29日

聖籠町教育委員会教育長 近藤 朗

聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会の設置要綱

(設置)

第1条 聖籠中学校の生徒が参加する部活動の在り方を検討するため、聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について研究し、及び協議する。

- (1) 聖籠中学校の生徒が参加する部活動の在り方に関すること。
- (2) 地域の幅広い協力による部活動指導体制の充実にに関すること。
- (3) 地域のスポーツ関係団体等との連携による持続的な部活動運営体制の確立に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、聖籠町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 部活動等に識見を有する者
- (2) 地域のスポーツ関係者
- (3) 聖籠中学校の生徒の保護者
- (4) 聖籠中学校の教職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会子ども教育課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年8月1日から施行する。

聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会委員名簿

任期：令和3年8月1日～令和5年7月31日

| | 分野 | 所属団体等 | | 氏名 | 備考 |
|---|------------------|----------|--------|-------|-----|
| 1 | (1) 部活動等に見識を有する者 | 新潟医療福祉大学 | 教授 | 杉崎 弘周 | |
| 2 | (2) 地域のスポーツ関係者 | スポネット聖籠 | 事務局次長 | 伊保橋 良 | |
| 3 | | 聖籠中学校 | 部活動指導員 | 三田村利信 | 柔道部 |
| 4 | | | | 宮澤 大輔 | 卓球部 |
| 5 | (3) 保護者 | 聖籠中PTA | 会長 | 小林 勝弘 | |
| 6 | (4) 中学校の教職員 | 聖籠中学校 | 校長 | 丸田 磨里 | |
| 7 | | 聖籠中学校 | 部活動主任 | 津野 雅之 | |